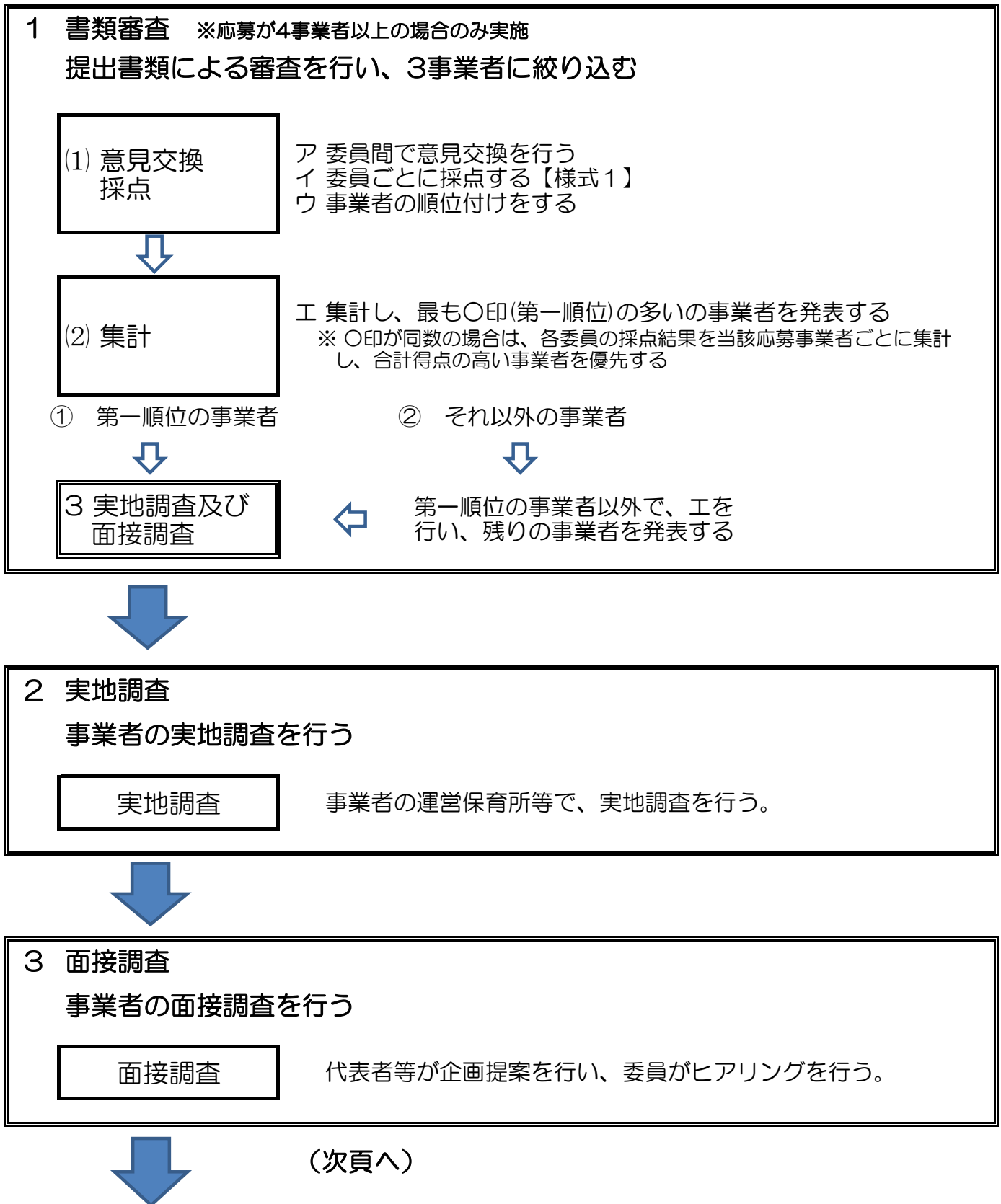


移管先選定までの審査方法について（案）





(前頁から)

4 最終審査

提出書類、実地調査及び面接調査を総合的に判断し移管先を選定する

(1) 意見交換
採点

ア 委員間で意見交換を行う
イ 委員ごとに採点する【様式2】
ウ 事業者の順位付けをする（応募が1事業者の場合を除く）



(2) 絞り込み

エ 3事業者を審査する場合は集計し、最も〇印(第一順位)の多い事業者を発表し、2事業者に絞り込む
※ 〇印が同数の場合は、各委員の採点結果を当該応募事業者ごとに集計し、合計得点の高い事業者を優先する

最終審査の条件	
絞り込み時に移管先選定となる場合	最も〇印の多い事業者の〇印が過半数で、出席委員の過半数が120点以上の採点をしていること

① 第一順位の事業者

② それ以外の事業者



(3) 集計



第一順位の事業者以外で、エを行い、残りの1事業者を発表する

オ 集計し、〇印の多い事業者を発表する



最終審査の条件	
1事業者の場合	出席委員の過半数が120点以上の採点をしていること
2事業者の場合	〇印の多い、かつ出席委員の過半数が120点以上の採点をしていること

(4) 移管先選定

カ 答申書を作成する

様式1

吹田市民営化保育所移管先選定委員会
書類審査表(1回目)(案)
(4事業者が応募した場合のイメージ図)

吹田市立吹田保育園

委員名

【書類審査】(1回目)

項番	応募事業者名	得点	第一順位に○
1	a事業者		
2	b事業者		
3	c事業者		
4	d事業者		

※選定委員が同一得点とした事業者が複数ある場合は、
より相応しい事業者を選出し順位づける。

様式2

吹田市民営化保育所移管先選定委員会
書類審査集計表(1回目)(案)
(4事業者が応募した場合のイメージ図)

吹田市立吹田保育園

【書類審査】(1回目)

		a事業者	b事業者	c事業者	d事業者
A委員	得点				
	第一順位に○印				
B委員	得点				
	第一順位に○印				
C委員	得点				
	第一順位に○印				
D委員	得点				
	第一順位に○印				
E委員	得点				
	第一順位に○印				
F委員	得点				
	第一順位に○印				
G委員	得点				
	第一順位に○印				
H委員	得点				
	第一順位に○印				
I委員	得点				
	第一順位に○印				
得票数					
120点以上の委員数					
合計得点		0	0	0	0
結果					

※最多得票数を得た事業者が複数ある場合は、合計点数の最も高い事業者を選出する。

様式3

吹田市民営化保育所移管先選定委員会
書類審査集計表(2回目)(案)
(4事業者が応募した場合のイメージ図)

吹田市立吹田保育園

【書類審査】(2回目)

		b事業者	c事業者	d事業者
A委員	得点			
	第一順位に○印			
B委員	得点			
	第一順位に○印			
C委員	得点			
	第一順位に○印			
D委員	得点			
	第一順位に○印			
E委員	得点			
	第一順位に○印			
F委員	得点			
	第一順位に○印			
G委員	得点			
	第一順位に○印			
H委員	得点			
	第一順位に○印			
I委員	得点			
	第一順位に○印			
得票数				
120点以上の委員数				
合計得点		0	0	0
結果				

※最多得票数を得た事業者が複数ある場合は、合計点数の最も高い事業者を選出する。

様式4

吹田市民営化保育所移管先選定委員会
最終審査個別表(案)

吹田市立吹田保育園

委員名

項番	応募事業者名	得点	第一順位に○
1	a事業者		
2	b事業者		
3	c事業者		

※選定委員が同一得点とした事業者が複数ある場合は、
より相応しい事業者を選出し順位づける。

吹田市民営化保育所移管先選定委員会 最終審査集計表(案)

吹田市立吹田保育園

		a事業者	b事業者	c事業者
A委員	得点			
	第一順位に○印			
B委員	得点			
	第一順位に○印			
C委員	得点			
	第一順位に○印			
D委員	得点			
	第一順位に○印			
E委員	得点			
	第一順位に○印			
F委員	得点			
	第一順位に○印			
G委員	得点			
	第一順位に○印			
H委員	得点			
	第一順位に○印			
I委員	得点			
	第一順位に○印			
得票数				
120点以上の委員数				
合計得点		0	0	0
結果				

次点事業者の選定方法について（案）

最終審査

最終審査のなかで、次点事業者を選定する

(1) 移管先事業者
の選定

資料10のとおり、移管先事業者の選定を行う



(2) 集計

3事業者が最終審査の対象だった場合は、移管先事業者以外の2事業者のみを対象にして、○印（第一順位）をつけなおす。
※ ○印が同数の場合は、各委員の採点結果を当該応募事業者ごとに集計し、合計得点の高い事業者を優先する



(3) 次点事業者
の選定

対象事業者	次点事業者の選定条件
1事業者の場合	出席委員の過半数が120点以上の採点をしていること
2事業者の場合	○印の多い、かつ出席委員の過半数が120点以上の採点をしていること